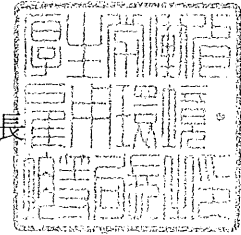




雇均発0301第5号
平成31年3月1日

各 位

厚生労働省雇用環境・均等局長



「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等の周知について

雇用環境・均等行政の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)による改正後の「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」といいます。)については、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第430号)(いわゆるガイドライン)等とともに、2020年4月1日から施行されます(中小企業への適用は2021年4月1日)。

パートタイム・有期雇用労働法は、同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と短時間労働者・有期雇用労働者の間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにするものです。

今般、パートタイム・有期雇用労働法に対応するための事業者への支援策の1つとして、パンフレット「パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書」(以下「手順書」といいます。)を作成しました。

手順書は、自社の待遇がパートタイム・有期雇用労働法の内容に沿ったものかを点検できるものとなっております。

また、併せて法周知のためのリーフレット及びポスターを作成し、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>)にも掲載したところです。

つきましては、多くの事業者が自主的に自社の雇用管理の状況を点検・確認し、必要な改善に向けた取組を積極的に進めるよう、貴傘下団体、会員企業等への手順書等の周知につきまして、御協力をいただけますようお願い申し上げます。

【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局

有期・短時間労働課(担当:和田、竹島)

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-5253-1111(内線: 7868) FAX: 03-3502-6821